

「ぎふの木の家」登録要領

平成20年3月14日県流第579号林政部長通知
平成21年5月15日県流第 88号改正
平成21年9月14日県流第311号改正
平成22年6月14日県流第218号改正
平成23年3月 9日県流第822号改正
平成24年3月29日県流第732号改正
平成26年7月 1日県流第214号改正
平成28年1月12日県流第646号改正
平成30年4月 6日県流第 36号改正
平成31年2月18日県流第712号改正
令和 3年3月24日県流第855号改正
令和 4年3月30日県流第653号改正
令和 5年4月10日県流第 14号改正

(目 的)

第1条 岐阜県産の木材の利用を拡大することは、岐阜県の林業や木材産業の活性化だけでなく、間伐などの森林整備を進め、山地災害の防止など安全な県土づくりや温室効果ガスである二酸化炭素の吸収、蓄積に繋がる。このため、岐阜県では、県産材の住宅分野での利用を拡大するため、金融機関との連携により、岐阜証明材推進制度実施要領（平成19年1月24日付け県流第463号林政部長通知。）により産地、合法性を証明された木材（以下「ぎふ証明材」という。）、ぎふ性能表示材推進制度実施要領（平成22年6月11日施行。）により認証された木材（以下「ぎふ性能表示材」という。）又はJAS（日本農林規格）製品を構造材又は内装材に一定量以上使用した住宅の建築主に対して有利な住宅ローンの金利支援制度（以下「本制度」という。）が適用できることとする。

(登録要件)

第2条 登録の対象とする住宅は、次の各号に該当する住宅（以下「ぎふの木の家」という。）とする。

- (1) 岐阜県、愛知県及び三重県に自ら居住するため新築する一戸建て木造住宅。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構証券化支援事業活用型住宅ローン（フラット35、フラット35S、フラット50）及び、県産材使用が条件となる住宅ローンの対象となる住宅であること。なお、フラット50については対応可能な金融機関に限る。
- (2) 次の木材使用量の条件をすべて満たす木造住宅。
 - 1 対象となる構造材（土台、束、柱、大引き、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木）の使用量のうち、「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材かつ別表1に示すJAS製品」（以下「性能表示材等」という。）を80%以上使用すること。

2 対象となる構造材に性能表示材等を7.5 m³以上使用すること。

なお、対象となる構造材に使用する性能表示材等が7.5 m³未満の場合は、県が実施する「ぎふの木で家づくり支援事業」の対象となる住宅であること。

(3) 事前登録をした年度の3月末までに県産材使用状況が確認できる住宅

2 前項の(2)に規定する構造材について、性能表示材等の対象とならない形状又は規格による場合は、ぎふ証明材とする。

(事前登録)

第3条 本制度の適用を受けるため、別表2に示す金融機関にローン契約を締結しようとする者(以下、「申込者」という。)は、上棟前までにぎふの木の家事前登録申請書(様式第1号)(以下、「登録申請書」という。)を岐阜県林政部県産材流通課長(以下、「課長」という。)に提出しなければならない。

2 課長は、登録申請書受理後、申請された内容を確認のうえ、適当と認められた場合は、別に定める予定棟数内で、ぎふの木の家事前登録書(様式第2号)(以下、「事前登録書」という。)を交付するとともに、ぎふの木の家登録簿(様式第3号)(以下、「登録簿」という。)に登載するものとする。

(事前登録内容の変更)

第4条 事前登録書の交付後、登録要件を満たさなくなった場合は、申込者はぎふの木の家事前登録辞退届(様式第4号)(以下、「辞退届」という。)を課長に提出するものとする。

2 前項の辞退届の提出を受けた課長は、申込者の事前登録書を無効とするとともに、登録簿から抹消するものとする。

(県産材使用確認申請書)

第5条 事前登録書の交付を受けた申込者は、第2条第1項の(2)に定める木材使用量の条件を満たした段階で、速やかに県産材使用確認申請書(様式第5号)(以下、「確認申請書」という。)及び確認申請書に定める書類一式を課長に提出しなければならない。

(申請内容の確認)

第6条 課長は確認申請書を受理したときは、別に定める確認要領に基づき書類確認及び抽出により現地確認を行うものとする。

2 申込者又は申請住宅を担当する工事施工者は、現地確認に立ち会うものとする。

3 確認要領第2条に規定する確認者(以下、「確認者」という。)は、確認申請書受理後速やかに現地確認の日程を決定するものとする。

4 確認者は、申請内容の確認後、県産材使用確認調書(様式第6号)を作成するものとする。

(登録通知)

第7条 課長は、前条の申請内容の確認の結果、ぎふの木の家として適当と認めたときは、第3条

第2項の登録簿に確認情報を記載し、申込者に、ぎふの木の家登録書（様式第7号）を交付するものとする。

- 2 確認の結果、登録要件を満たさない申込者には、ぎふの木の家登録不適合通知書（様式第8号）を交付し、登録簿から抹消するものとする。

（登録住宅の取り消し）

第8条 前条第1項の登録を受けた申込者が、提出した書類に虚偽の事項を記載、又は不正の行為をした場合は、登録を取り消すものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年9月14日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年6月14日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年1月12日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月10日から適用する。

別表 1 (第 2 条第 1 項関係)

対象部材名	J A S 製品登録区分
構造材 (横架材を除く)	人工乾燥構造用製材、構造用集成材
構造材 (横架材)	機械等級区分構造用製材、構造用集成材
内装材	人工乾燥造作用製材、造作用集成材

別表 2 (第 3 条第 1 項関係)

(独立行政法人住宅金融支援機構証券化支援事業活用型住宅ローン)

協力金融機関一覧 株式会社大垣共立銀行 株式会社十六銀行 岐阜信用金庫 大垣西濃信用金庫 東濃信用金庫 関信用金庫 ※金融機関コード順
--